明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四四）　二
〔省　令〕
○ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（厚生労働・経済産業・環境一）　三
○ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令（同二）　五
○ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（同三）　六
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四五）　六
〔告　示〕
○ＰＦＯＩ等の容器、包装又は送り状にＰＦＯＩ等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（厚生労働・経済産業・環境五）　八
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一三五九）　八
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（同一三六〇）　八
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通一〇一一）　八
○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（同一〇一二）　八
○出雲空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一〇一三）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、買収前の所有者等への売払い関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
地方公務員災害補償基金令和五年度決算、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　八
会社その他
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四四号）

（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）又はその塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質を指定することとした。（第一条第一項関係）

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であって、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質を定める厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会の意見を聴くものとした。（第一条第二項関係）

3　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）又はその塩等について、はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした生地等を定めることとした。（第七条関係）

4　第一種特定化学物質を使用することができる用途として、令和七年一二月三日までの間、八：二フルオロテロマーアルコールについて、穿刺（せん）若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一―[（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ]プロパン―二―イル＝メタクリラートの製造を、令和一八年一二月三一日までの間、ペルフルオロオクチル＝ヨージドについて、医薬品の製造に使用する一―ブロモ―一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ヘプタデカフルオロオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ブロミド）の製造を指定することとした。（原始附則第三項関係）

5　技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）又はその塩等について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めることとした。（原始附則第四項関係）

6　この政令の施行に伴う所要の経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

7　中央環境審議会令その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

政　令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十四号を次のように改める。

三十四　ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。次号ハにおいて同じ。）又はこれらの塩（以下「ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

第一条中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）

イ　一・一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八―ヘプタデカフルオロ―八―ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ヨージド。以下「ペルフルオロオクチル＝ヨージド」という。）

ロ　三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン―一―オール（別名八：二フルオロテロマーアルコール。以下「八：二フルオロテロマーアルコール」という。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの

第一条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の意見を聴くものとする。

第七条の表十八の項中「ＰＦＯＡ又はその塩」を「ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩」に改め、同表中十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九	ペルフルオロオクタン酸関連物質

一	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
二	消泡剤
三	はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤
四	光ファイバー及びそのコーティング剤
五	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
六	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
七	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
八	床用ワックス

附則第三項の表ＰＦＯＡ又はその塩の項中「ＰＦＯＡ又はその塩」を「ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩」に改め、同項の次に次のように加える。

ペルフルオロオクタン酸関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附則中第三項の見出しを削り、同項を第四項とし、第二項の次に次の見出し及び一項を加える。

（経過措置）

3　法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	第一種特定化学物質	用途
令和七年十二月三日	八：二フルオロテロマーアルコール	穿刺（せん）若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一―〔（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ〕プロパン―二―イル＝メタクリラートの製造
令和十八年十二月三十一日	ペルフルオロオクチル＝ヨージド	医薬品の製造に使用する一―ブロモ―一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ヘプタデカフルオロオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ブロミド）の製造

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条から附則第四条までの規定　公布の日

二　第一条第三十四号の改正規定及び附則第五条の規定　公布の日から起算して二月を経過した日

（経過措置）

第二条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（次条において「新令」という。）第一条第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

第三条　新令第一条第三十五号イ又はロに掲げる第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質をいう。）の製造に係る法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

第四条　経済産業大臣は、前条の規定による申請があった場合には、この政令の施行の日前においても、法第十七条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第三十四号の規定の適用については、同号中「ＰＦＯＡ」とあるのは「ＰＦＯＡ。以下「ＰＦＯＡ」という。）」と、「限る。次号ハにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「塩（以下「ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）」とあるのは「塩」とする。

（中央環境審議会令及び経済産業省組織令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「の規定」を「並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第二項の規定」に改める。

一　中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第一条第一項

二　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百条第一項

（薬事審議会令の一部改正）

第七条　薬事審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定」を「並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の規定」に改める。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

省令

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令を次のように定める。

令和六年七月十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ＰＦＯＩ等　化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号イ及びロに規定する化学物質をいう。

二　許可製造業者　ＰＦＯＩ等の製造の事業を営むことについて化学物質の審査及び製造の規制に関する法律第十七条第一項の許可を受けた者をいう。

三　製造設備　ＰＦＯＩ等の製造の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等を生成する反応槽から保管容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

（製造設備）

第二条　許可製造業者は、製造設備について次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

一　製造設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対して、十分な強度を有するものであること。

二　製造設備は、ＰＦＯＩ等が漏出するおそれがないよう、腐食しにくい材料を用いたもの又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

三　製造設備は、ＰＦＯＩ等が漏出した場合に地下に浸透することがないよう、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面に設置すること。

四　製造設備は、ＰＦＯＩ等の製造の用にのみ供する設備であること。ただし、洗浄、掃除等により製造設備中のＰＦＯＩ等を除去することができる場合は、この限りでない。

五　製造設備の開口した箇所には、局所排気装置を設置する措置、受皿を設ける措置その他ＰＦＯＩ等の飛散及び流出の拡大を防止するための措置を講ずること。

六　製造設備から排出する気体及び液体に含まれるＰＦＯＩ等の量を低減するため、集じん装置、スクラバーその他これらと同等の機能を有する装置を設置すること。

七　製造設備の見やすい箇所に、当該製造設備がＰＦＯＩ等を製造するものである旨を表示すること。

八　前各号に掲げるもののほか、製造設備からのＰＦＯＩ等の漏出等を防止するために必要な措置を講ずること。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年一月十日）から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令を次のように定める。

令和六年七月十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ＰＦＯＩ等　化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号イ及びロに規定する化学物質をいう。

二　許可製造業者　ＰＦＯＩ等の製造の事業を営むことについて化学物質の審査及び製造の規制に関する法律第十七条第一項の許可を受けた者をいう。

三　汚染物　ＰＦＯＩ等を含む廃液又はＰＦＯＩ等が付着している布その他の不要物をいう。

四　保管容器　ＰＦＯＩ等又は汚染物を保管する容器をいう。

五　移替え　ＰＦＯＩ等を他の設備、保管容器等へ移す作業をいう。

六　製造設備　ＰＦＯＩ等の製造の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等を生成する反応槽から保管容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

七　使用設備　ＰＦＯＩ等の使用の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等が投入される設備からＰＦＯＩ等の使用によって得られる化学物質を保管する容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

（移替え）

第二条　許可製造業者は、移替えを行うときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一　コンクリート造の床面若しくは合成樹脂等により被覆した床面の屋内において、又は密閉式の機器を用いて行うこと。

二　ＰＦＯＩ等が飛散又は流出する可能性のある箇所には、受皿を設ける措置その他ＰＦＯＩ等の飛散又は流出の拡大を防止するための措置を講ずること。

三　ＰＦＯＩ等が飛散又は流出した場合に備えて、布等を準備すること。

四　移替えに使用した機器については、洗浄し、又は布等でふき取り、ＰＦＯＩ等が残留しないよう努めること。

五　前号の洗浄に用いた液体又はふき取りに用いた布等は、保管容器に入れて保管すること。ただし、当該液体については、当該液体に含まれるＰＦＯＩ等の量を低減させるための措置を講じて排出する場合は、この限りでない。

（使用設備）

第三条　許可製造業者は、使用設備について次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

一　使用設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対して、十分な強度を有するものであること。

二　使用設備は、ＰＦＯＩ等が漏出するおそれがないよう、腐食しにくい材料を用いたもの又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

三　使用設備は、ＰＦＯＩ等が漏出した場合に地下に浸透することがないよう、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面に設置すること。

四　使用設備は、ＰＦＯＩ等の使用の用にのみ供する設備であること。ただし、洗浄、掃除等により使用設備中のＰＦＯＩ等を除去することができる場合は、この限りでない。

五　使用設備の開口した箇所には、局所排気装置を設置する措置、受皿を設ける措置その他ＰＦＯＩ等の飛散及び流出の拡大を防止するための措置を講ずること。

六　使用設備から排出する気体及び液体に含まれるＰＦＯＩ等の量を低減するため、集じん装置、スクラバーその他これらと同等の機能を有する装置を設置すること。

七　使用設備の見やすい箇所に、当該使用設備がＰＦＯＩ等を使用するものである旨を表示すること。

八　前各号に掲げるもののほか、使用設備からのＰＦＯＩ等の漏出等を防止するために必要な措置を講ずること。

（排出量の把握）

第四条　許可製造業者は、事業所ごとに、毎年一回、当該事業所から排出する気体及び液体につき、ＰＦＯＩ等の排出量を把握するのに適したサンプリング及び分析を行うことにより、ＰＦＯＩ等の排出量を把握しなければならない。ただし、サンプリング及び分析によるＰＦＯＩ等の排出量の把握が技術上困難な場合は、ＰＦＯＩ等の製造量、使用量等を用いてその排出量を推定することができるものとする。

２　許可製造業者は、前項のサンプリング及び分析又は推定の結果を踏まえて、ＰＦＯＩ等の排出量の削減に係る措置を講ずるよう努めなければならない。

３　許可製造業者は、第一項のサンプリング及び分析又は推定を行ったときは、その結果を記載した帳簿を作成しなければならない。

４　前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

（保管）

第五条　許可製造業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

一　保管容器は、ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出する又はこぼれるおそれがなく、かつ、転倒した場合の衝撃に耐える密閉式の構造の堅固な容器であって、浸透しにくい材料を用いて製作されたものであること。

二　保管容器は、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面の屋内に設置すること。

三　保管容器は、関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。

四　保管容器及びその保管場所の見やすい箇所に、ＰＦＯＩ等又は汚染物を保管している旨を表示すること。

（点検）

第六条　許可製造業者は、製造設備、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面について、次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。ただし、遠隔監視装置等を用いて、次の各号に掲げる事項を早期に発見するために必要な措置を講じることをもって、これに代えることができる。

一　製造設備、使用設備及び保管容器からＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出又は飛散していないこと。

二　製造設備、使用設備及び保管容器に損傷又は腐食が生じていないこと。

三　製造設備、使用設備及び保管容器を設置する床面にひび割れがないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、製造設備、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面に異常が認められないこと。

２　許可製造業者は、前項に規定する点検の結果において製造設備、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

３　許可製造業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

（運送）

第七条　許可製造業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器を運送するときは、当該保管容器の転倒を防止する措置を講じなければならない。

（漏出時の措置）

第八条　許可製造業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。

二　漏出したＰＦＯＩ等又は汚染物について回収するよう努めること。

三　回収したＰＦＯＩ等又は汚染物及び回収に伴って生じた汚染物を、保管容器に入れて保管すること。

（委託先の監督）

第九条　許可製造業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管又は運送に係る業務を委託する場合は、当該委託した業務が第五条から前条までの基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（管理責任者）

第十条　許可製造業者は、次の各号に掲げる業務の管理について知識を有する者のうちから管理責任者を選任し、その者に当該業務を管理させなければならない。

一　移替えに関すること。

二　使用設備に関すること。

三　ＰＦＯＩ等の排出量の把握に関すること。

四　ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管に関すること。

五　製造設備、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面の点検に関すること。

六　ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の運送に関すること。

七　ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出した場合の措置に関すること。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年一月十日）から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令を次のように定める。

令和六年七月十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ＰＦＯＩ等　化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第一項第三十五号イ及びロに規定する化学物質をいう。

二　許可製造業者　ＰＦＯＩ等の製造の事業を営むことについて化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（次号において「法」という。）第十七条第一項の許可を受けた者をいう。

三　届出使用者　業としてＰＦＯＩ等を使用することについて法第二十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

四　ＰＦＯＩ等取扱事業者　業としてＰＦＯＩ等を取り扱う者（許可製造業者及びＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管又は運送に係る業務の委託を受けた者を除く。）をいう。

五　汚染物　ＰＦＯＩ等を含む廃液又はＰＦＯＩ等が付着している布その他の不要物をいう。

六　保管容器　ＰＦＯＩ等又は汚染物を保管する容器をいう。

七　移替え　ＰＦＯＩ等を他の設備、保管容器等へ移す作業をいう。

八　使用設備　ＰＦＯＩ等の使用の用に供する設備であって、ＰＦＯＩ等が投入される設備からＰＦＯＩ等の使用によって得られる化学物質を保管する容器に充填する設備までの各設備のうち、ＰＦＯＩ等が通る設備をいう。

（移替え）

第二条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、移替えを行うときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一　コンクリート造の床面若しくは合成樹脂等により被覆した床面の屋内において、又は密閉式の機器を用いて行うこと。

二　ＰＦＯＩ等が飛散又は流出する可能性のある箇所には、受皿を設ける措置その他ＰＦＯＩ等の飛散又は流出の拡大を防止するための措置を講ずること。

三　ＰＦＯＩ等が飛散又は流出した場合に備えて、布等を準備すること。

四　移替えに使用した機器については、洗浄し、又は布等でふき取り、ＰＦＯＩ等が残留しないよう努めること。

五　前号の洗浄に用いた液体又はふき取りに用いた布等は、保管容器に入れて保管すること。ただし、当該液体については、当該液体に含まれるＰＦＯＩ等の量を低減させるための措置を講じて排出する場合は、この限りでない。

（使用設備）

第三条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、使用設備について次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

一　使用設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対して、十分な強度を有するものであること。

二　使用設備は、ＰＦＯＩ等が漏出するおそれがないよう、腐食しにくい材料を用いたもの又は有効な腐食防止のための措置を講じたものであること。

三　使用設備は、ＰＦＯＩ等が漏出した場合に地下に浸透することがないよう、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面に設置すること。

四　使用設備は、ＰＦＯＩ等の使用の用にのみ供する設備であること。ただし、洗浄、掃除等により使用設備中のＰＦＯＩ等を除去することができる場合は、この限りでない。

五　使用設備の開口した箇所には、局所排気装置を設置する措置、受皿を設ける措置その他ＰＦＯＩ等の飛散及び流出の拡大を防止するための措置を講ずること。

六　使用設備から排出する気体及び液体に含まれるＰＦＯＩ等の量を低減するため、集じん装置、スクラバーその他これらと同等の機能を有する装置を設置すること。

七　使用設備の見やすい箇所に、当該使用設備がＰＦＯＩ等を使用するものである旨を表示すること。

八　前各号に掲げるもののほか、使用設備からのＰＦＯＩ等の漏出等を防止するために必要な措置を講ずること。

（排出量の把握）

第四条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、事業所ごとに、毎年一回、当該事業所から排出する気体及び液体につき、ＰＦＯＩ等の排出量を把握するのに適したサンプリング及び分析を行うことにより、ＰＦＯＩ等の排出量を把握しなければならない。ただし、サンプリング及び分析によるＰＦＯＩ等の排出量の把握が技術上困難な場合は、ＰＦＯＩ等の使用量等を用いてその排出量を推定することができるものとする。

2　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、前項のサンプリング及び分析又は推定の結果を踏まえて、ＰＦＯＩ等の排出量の削減に係る措置を講ずるよう努めなければならない。

3　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、第一項のサンプリング及び分析又は推定を行ったときは、その結果を記載した帳簿を作成しなければならない。

4　前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

（保管）

第五条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

一　保管容器は、ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出する又はこぼれるおそれがなく、かつ、転倒した場合の衝撃に耐える密閉式の構造の堅固な容器であって、浸透しにくい材料を用いて製作されたものであること。

二　保管容器は、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面の屋内に設置すること。

三　保管容器は、関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。

四　保管容器及びその保管場所の見やすい箇所に、ＰＦＯＩ等又は汚染物を保管している旨を表示すること。

2　ＰＦＯＩ等取扱事業者（届出使用者を除く。）は、事業所ごとに、ＰＦＯＩ等又は汚染物の保管数量を記載した帳簿を作成しなければならない。

3　前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

（点検）

第六条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面について、次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。ただし、遠隔監視装置等を用いて、次の各号に掲げる事項を早期に発見するために必要な措置を講じることをもって、これに代えることができる。

一　使用設備及び保管容器からＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出又は飛散していないこと。

二　使用設備及び保管容器に損傷又は腐食が生じていないこと。

三　使用設備及び保管容器を設置する床面にひび割れがないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面に異常が認められないこと。

2　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、前項に規定する点検の結果において使用設備及び保管容器並びにその設置する床面に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

3　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

（運送）

第七条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器を運送するときは、当該保管容器の転倒を防止する措置を講じなければならない。

（漏出時の措置）

第八条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。

二　漏出したＰＦＯＩ等又は汚染物について回収するよう努めること。

三　回収したＰＦＯＩ等又は汚染物及び回収に伴って生じた汚染物を、保管容器に入れて保管すること。

（委託先の監督）

第九条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管又は運送に係る業務を委託する場合は、当該委託した業務が第五条から前条までの基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（管理責任者）

第十条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、次の各号に掲げる業務の管理について知識を有する者のうちから管理責任者を選任し、その者に当該業務を管理させなければならない。

一　移替えに関すること。

二　使用設備に関すること。

三　ＰＦＯＩ等の排出量の把握に関すること。

四　ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管に関すること。

五　使用設備及び保管容器並びにその設置する床面の点検に関すること。

六　ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の運送に関すること。

七　ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出した場合の措置に関すること。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月十日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（軽微な変更） **第三条の二**　法第二十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。	［新設］
一　第一種特定化学物質が漏出するおそれのない製造設備の変更であること。 二　第一種特定化学物質の製造能力に変更をきたさない製造設備の変更であること。	（報告） **第九条**　許可製造業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における法第十七条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した様式第十の二による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第十七条第一項の許可」とあるのは「法第二十六条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは「月別保管数量」と、「様式第十の二」とあるのは「様式第十の三」と読み替えるものとする。
（電子情報処理組織による届出等） **第二十条**　法第十七条第二項若しくは法第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、法第二十二条第二項の申請、法第二十六条第一項若しくは第二項、法第二十七条第二項、法第三十二条第一項、法第三十五条第一項若しくは第二項の届出又は第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。 一～三　［略］ 2　［略］	（報告） **第九条**　許可製造業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における法第十七条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第十七条第一項の許可」とあるのは「法第二十六条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは「月別保管数量」と読み替えるものとする。 （電子情報処理組織による届出等） **第二十条**　法第十七条第二項若しくは第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、第二十二条第二項の申請又は第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、第三十五条第一項若しくは第二項の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。 一～三　［略］ 2　［略］

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造数量等の届出に係る特例）

第二十条の二　法第八条第一項、法第九条第一項、法第十三条第一項又は法第三十五条第六項の届出を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、経済産業大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項の規定は適用しない。

一　［略］

二　法第八条第一項、法第九条第一項、法第十三条第一項又は法第三十五条第六項の規定により届け出るべきこととされている事項

2　［略］

（届出者等コード）

第二十一条　前条の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ届出者等確認コードその他必要な事項を様式第十八により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出なければならない。

2　［略］

3　第一項の届出を行つた者は、届け出た事項等に変更があつたとき又は届出者等コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造数量等の届出に係る特例）

第二十条の二　法第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の届出を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、経済産業大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項の規定は適用しない。

一　［略］

二　法第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定により届け出るべきこととされている事項

2　［略］

（届出者等コード）

第二十一条　第二十条第一項又は前条の規定による届出等を行おうとする者は、あらかじめ届出者等確認コードその他必要な事項を様式第十八により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出なければならない。

2　［略］

3　第一項の届出等を行つた者は、届け出た事項等に変更があつたとき又は届出者等コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

様式第十の次に次の二様式を加える。

様式第10の２

第１種特定化学物質月別製造数量等報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第９条第１項の規定により、次のとおり報告します。

1．第１種特定化学物質の月別製造数量
2．第１種特定化学物質の月別在庫数量
3．第１種特定化学物質の販売先ごとの月別販売数量

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10の３

第１種特定化学物質月別使用数量等報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第９条第２項の規定により、次のとおり報告します。

1．第１種特定化学物質の月別使用数量
2．第１種特定化学物質の月別保管数量
3．第１種特定化学物質の販売先ごとの月別販売数量

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。